

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026 年 9 月 4 日
【発行者の名称】	株式会社デジタルベリー (DigitalBerry Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 赤羽根 康男
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市中央区新都心 11 番地 2 ランド・アクシス・タワー19 階
【電話番号】	(048) 753-9255 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 谷本 浩子
【担当 J - A d v i s e r の名称】	フィリップ・キャピタル証券株式会社
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目 23 番 1 号 虎ノ門ヒルズ 森タワー
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03) 3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2026年10月8日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社デジタルベリー https://www.d-berry.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第20期	第21期	第22期
決算年月	2024年 3 月	2025年 3 月	2026年 3 月
売上高 (千円)	249, 579	249, 607	262, 659
経常利益 (千円)	3, 107	6, 198	9, 514
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	2, 449	△1, 420	7, 843
純資産額 (千円)	114, 311	112, 891	120, 735
総資産額 (千円)	239, 640	242, 190	245, 610
1 株当たり純資産額 (円)	262. 18	258. 92	276. 92
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△) (円)	5. 62	△3. 26	17. 99
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	47. 70	46. 61	49. 16
自己資本利益率 (%)	2. 12	△1. 25	6. 72
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	3, 736	△9, 350	26, 396
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△10, 487	△7, 271	△7, 552
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	39, 829	△20, 551	△1, 304
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	99, 678	62, 504	80, 042
従業員数 (人)	16	17	17

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 消費税等の会計処理については、第21期より税抜方式を採用しております。第20期については、税込方式を採用しているため、売上高には消費税等が含まれております。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 第20期及び第22期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第21期は 1 株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
7. 第20期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は該当がないため記載しておりません。
9. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第22期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表についてひかり監査法人の監査を受けておりますが、第20期及び第21期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
10. 2026年6月27日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行いました。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）を算定しております。

2【沿革】

当社は、ホームページ制作や価格比較サイトなど、Webに関するサービスの提供を目的に、埼玉県さいたま市で設立した会社です。顧客のニーズを捉えた柔軟な事業展開を目指しており、埼玉県の法人向けホームページ制作で実績を積み上げ、さらに現在では、製造業に特化したクロスメディアマーケティングにより、技術・製品の魅力を分かりやすくPRし「商品PR・集客」「ブランド向上」「効率化・コスト削減」「海外拡販」「採用支援」を実現しております。埼玉から日本を代表する企業へと成長を続け、製造業の発展に貢献することを目指しております。

当社の設立以後に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	事項
2004年8月	ホームページ制作及び価格比較サイトサービスを目的として、有限会社ベリーオフを埼玉県さいたま市浦和区に設立
2005年3月	デジタルカタログ制作サービスを開始
2007年9月	株式会社へ改組し、商号を株式会社デジタルベリーへ変更及び、本社を同区内の浦和駅前へ移転 価格比較サイトサービスを停止
2009年11月	一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマーク（第10823444）取得
2011年5月	ホームページ保守サービスを開始
2013年4月	印刷物制作サービスを開始
2018年8月	ホームページ制作サービス「製造業ドットコム」を開始
2019年11月	株式会社チェリービーと商品及びサービスの販売促進連携に係る業務提携契約を締結 動画制作サービスを開始
2020年2月	株式会社藤庄メディアプラスとクロスメディア提案連携に係る業務提携契約を締結
2021年11月	Web集客支援サービス（現デジタルマーケティングサービス）を開始
2021年11月	全サービスを包括した「クロスメディアマーケティング」を事業として再定義し開始
2021年12月	埼玉大学にて「デジタルベリー奨学金」を設立
2022年1月	川口信用金庫と地域企業のホームページ制作とIT活用促進連携に係る業務提携契約を締結
2022年6月	本社を埼玉県さいたま市中央区新都心のランド・アクシス・タワーへ移転
2024年1月	TAMSAN Pte. Ltdと商品及びサービスの販売促進連携に係る業務提携契約を締結
2024年1月	製造業応援番組「ググっと！製造業」放送スタート（テレビ埼玉・制作協力）

3【事業の内容】

当社は、“「クロスメディアで世界を元気に！」日本を代表するクロスメディア総合提案カンパニーへ”をビジョンに掲げ、クロスメディア総合提案サービスの提供により、多くの企業が抱えている主要な課題解決を実現するため「商品 PR・集客」「ブランド向上」「効率化・コスト削減」「海外拡販」「採用支援」を実現するための支援を行っております。

事業セグメントとしては、クロスメディアマーケティング事業単一ですが、提供コンテンツは「ホームページ制作」「ホームページ保守サポート」「デジタルカタログ」「印刷物・動画・TV」「デジタルマーケティング」の5つに分類されます。

以上5つのサービスを、複数同時に提供する「クロスメディアマーケティング提案」を得意としており、一貫したサービス提供を実現することで、顧客のニーズに柔軟に対応することが可能です。

(1) ホームページ制作

製造業向けに特化した「製造業ドットコム」、埼玉県内の企業向けに特化した「埼玉専門ホームページ制作」に分けられます。業種や地域特性により、異なるニーズを持つ顧客に的確なサービスを提供すること、競合他社がひしめく Web 業界において差別化を図ることを目的としております。

①製造業向けホームページ制作「製造業ドットコム」

製造業の技術・製品の強みを分かりやすく発信できるデザイン・構成でホームページを構築しております。

業界に精通したディレクターによる丁寧なヒヤリング、顧客と奔走しながら強みを明確化し、具体的な施策の企画立案を行い、デザイナーが技術・製品の特性に応じたデザインで表現し、エンジニアが機能の実装、構築を行います。



目的に応じて、コーポレートサイト、採用サイト、サービスサイト、外国語サイト等のホームページ制作を行うと同時に、その過程で必要となる、写真撮影、翻訳、システム構築、イラスト制作、セキュリティ対応、フォームの設置を行います。また、当社が提供可能な、デジタルカタログ、動画、印刷物、バーチャル展示会ブース、チャットボットなど、あらゆるツールを導入し駆使します。

製造業企業の多くが「製品が分かりにくく PR しにくい」「採用応募が来ない」といった課題を抱えている傾向にあります。取引実績は累計 350 社で、これまでの実績から培ったノウハウを活かし、製造業顧客のニーズを解決するための最適な企画・提案を得意としております。

②埼玉の企業・法人向けに特化した「埼玉専門ホームページ制作」

埼玉県内の企業・法人向けにホームページを構築しております。ディレクターによる丁寧なヒヤリング、課題に応じた具体的な施策の企画立案、デザインからプログラム構築まで一貫して対応します。

当社は、自社運営のホームページを活用して集客（お問い合わせの獲得）を累計 2,300 社以上実現してきたノウハウがあり、経験に基づいた施策を提供しております。



多くの県内企業が「県内での制作実績があるか」「気軽にやり取りできる県内の制作会社であるか」という点を重視する傾向があります。官公庁、銀行、大学、病院、製造業、建設など、幅広い業界の企業・法人との取引があり、さいたま新都心駅徒歩 1 分という立地の強みを活かし、顧客の潜在的なニーズにも応える体制を築いております。

(2) ホームページ保守サポート

ホームページ公開後の運用サポート「保守プラン」を提供しており、毎月定額でホームページの更新作業の代行、アクセスログ解析、バックアップ、専任による相談対応により、継続的に顧客をサポートしております。顧客が求めるサポート体制に応じて3つのプランをご用意し、提供しております。

ホームページ公開後、81.8%の顧客は保守プランに加入いただきます。

プランによるサポートに限らず、Web 業界はデザインや技術的なトレンドが短いサイクルで変化するため、定期的な情報提供を実施し、サポートしております。その為、顧客とのコミュニケーションの頻度が高くなり、新たなニーズの発見につながり、改善提案から取引の拡大につながっております。



(3) デジタルカタログ

「デジタルカタログ」は紙のカタログを、パソコンやスマートフォン・タブレットなど Web 環境でも“実際にペラペラとめくっているかのように”閲覧できる Web コンテンツの一種です。

会社案内、サービス案内、採用パンフレット、広報誌、報告書など、すべてのカタログで導入することができ、顧客が用意するのは PDF データのみです。お預かりした PDF データを活用し、当社の専用ソフトでデジタルカタログに変換します。最短で3日程度で完成したデジタルカタログを納品することが可能です。



顧客の導入メリットは3点あります。

- ・インターネットにつながる環境であれば「いつでも、どこでもカタログを見てもらえる」ので、広い情報発信につなげることができます。
- ・数千、数万部単位で印刷していたカタログを Web に置き換えることで「コスト削減」が実現できます。
- ・昨今では、世界規模での環境保全への意識が高まっており、紙を使わずにデジタル化を推進する企業が増えています。「企業イメージの向上」につなげることができます。

(4) 印刷物・動画・TV

印刷物、動画の制作では、ホームページ制作事業で培った、ヒヤリング力・企画提案力を活かし、顧客のニーズに応じた制作につなげております。

当社の場合、取引のスタートはホームページやデジタルカタログの導入であることが多くございますが、それらの制作過程において「印刷物や動画も一緒に制作して欲しい」という要望をいただきます。ホームページ、デジタルカタログ、印刷物、動画といった異なるコンテンツでも、統一感のあるデザインの実現、一貫性のある情報の掲載が実現できます。

TV では、制作協力番組や CM 制作を行っております。特に、テレビ埼玉に制作協力し「ググっと！製造業」という番組を放送※しており、2024 年度から継続的に実施しております。（※放送は1月～3月の3ヶ月間）埼玉県内の製造業顧客へ当社の社員が取材に訪問し、技術や製品の魅力を TV の編集力・発信力を活用して行います。

毎週月曜日 15 分間の番組で、2026 年 1 月～3月にシーズン3の放送をいたしました。CM スポンサーは、埼玉縣信用金庫様や県内製造業様に参加いただいております。過去累計 24 社の企業に取材させていただきました。3ヶ月間の放送枠をテレビ埼玉より購入し、自社で番組出演企業と CM スポンサーを集め、「番組出演企業（12 社）」への取材・出演料、「CM スポンサー」からスポンサー料をいただいております。

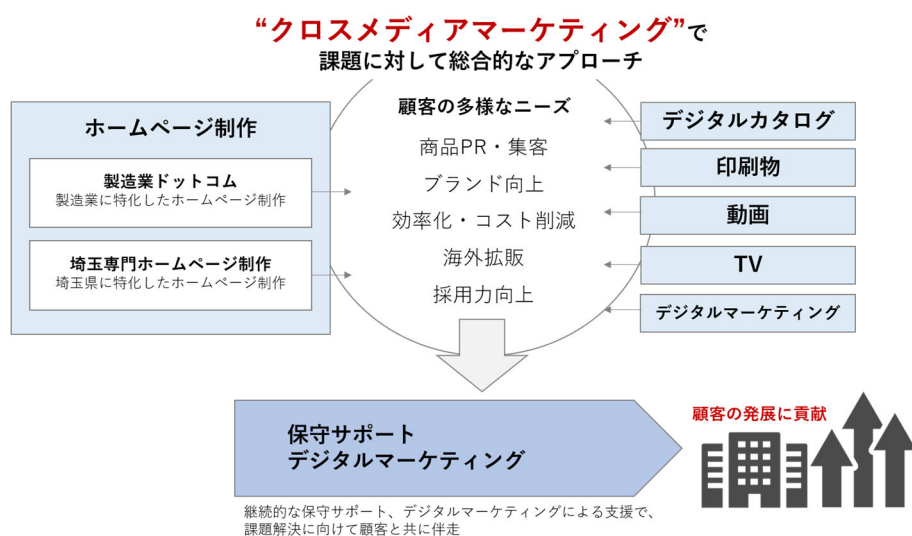


また、テレビ埼玉で放送するテレビ CM 制作も行っております。自社 CM を制作・放送した実績をもとに、情報発信やPRに課題を持つ製造業企業に提供しております。

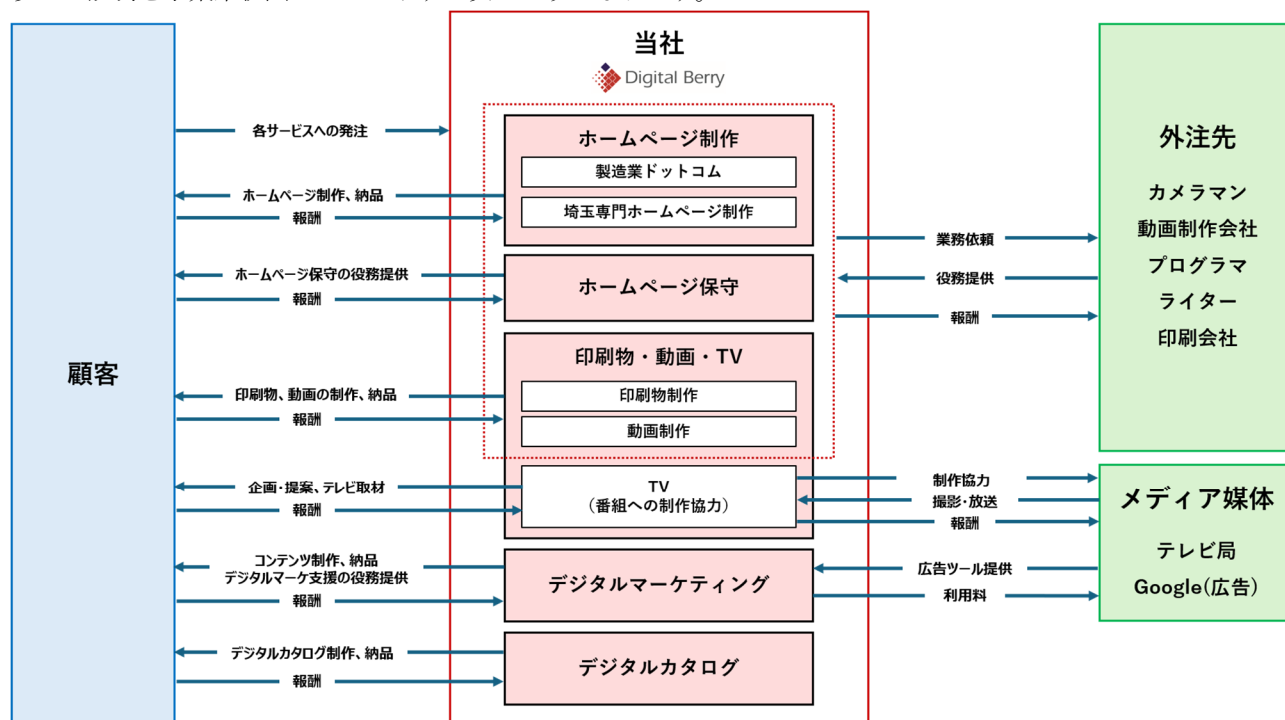
(5) デジタルマーケティング

デジタルマーケティングは、「より多くの人に自社ホームページを知ってもらえるように対策したい」という顧客向けに集客支援を行うサービスです。Google などの検索エンジンで上位にランキングされるよう施策する「SEO 対策」、Google が提供する「リスティング広告」への出稿、企画・運用を含めた集客支援などを行っております。

最近では、検索エンジンにAI機能が搭載され、複数の情報元から要約して導き出した結果を、AIが自動的に表示する機能が充実しました。検索ユーザーが複数のホームページを調査して分析したり、比較検討をしたりする必要性が減少しております。AIにホームページを「信頼できる情報元」として判定してもらい、表示対象となるよう対策する「AIO対策」が今後の大きなトレンドになることが予測されます。当社では、時代の変化に対応し、新たに「AIO対策」を支援のラインナップに追加し、提供しております。



以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません

5【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年8月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
20	30.5	6.0	3,914

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は該当がないため記載しておりません。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。なお、使用人兼務役員の使用人としての給与部分を除いて計算しております。
3. 当社はクロスメディアマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、海外経済の減速懸念や地政学的リスクに伴う不確実性が継続したものの、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。デジタルマーケティング業界におきましては、検索プラットフォームへの AI 機能実装が進むなど、技術革新による市場環境の変化が一段と加速した一年となりました。

このような環境下、当社におきましては、製造業に特化した Web サイトの新規構築・リニューアル事業に加え、ストック収益である保守サービス事業の顧客提案による売上拡大に取り組みました。Google 社を始めとした検索プラットフォームサービス提供各社が AI 機能を搭載する中、単に Web サイトを制作するだけではなく、AI 検索対策 (AIO 対策) や AI チャットボット機能設置などの AI 向け Web サービスを開始し「デジタルマーケティングサービス」の強化を図ることで、既存サービスと組み合わせた提供に取り組み、既存顧客との取引拡大及び新規顧客層の開拓を推進いたしました。特に AIO 対策は、実際にサービスを導入した顧客の Web サイトが AI による検索結果に表示されるようになり、実績が得られていることから、サービス内容の充実と実績データの収集を行い、さらなる顧客への提案強化に取り組んでいきたいと考えております。

米国による関税政策や中東情勢の不透明感などを踏まえて、慎重に Web への投資を検討するケースが増えており、Web サイトの新規構築・リニューアル事業の依頼件数は前期比 15.2%減となりましたが、保守サービス利用顧客による AI 向け Web サービスの追加導入、マーケティングサービスの新規導入が増加し、当事業年度の経営成績は、売上高 262,659 千円 (前期比 5.2%増)、営業利益 10,262 千円 (同 55.6%増)、経常利益 9,514 千円 (同 53.5%増)、当期純利益 7,843 千円 (前期は 1,420 千円の当期純損失) となりました。

当社は、クロスメディアマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物 (以下「資金」という。) は、前事業年度末と比較して 17,538 千円増加し、80,042 千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は 26,396 千円 (前年同期は 9,350 千円の支出) となりました。これは主に、税引前当期純利益の計上 9,915 千円、減価償却費の計上 5,058 千円、売上債権の減少額 12,590 千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は 7,552 千円 (前年同期は 7,271 千円の支出) となりました。これは主に、保険積立金の積立による支出 6,609 千円、有形固定資産の取得による支出 1,065 千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は 1,304 千円 (前年同期は 20,551 千円の支出) となりました。これは主に、長期借入れによる収入 40,000 千円はありましたが、短期借入金の純減少額 10,000 千円、長期借入金の返済による支出 14,884 千円、社債の償還による支出 16,000 千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注状況

	金額（千円）	前年同期比（％）
ホームページ制作	43,093	66.1
合計	43,093	66.1

(3) 販売実績

当社はクロスメディアマーケティング事業の単一セグメントであるため、当事業年度における販売実績をサービス別に示すと、次のとおりです。

区分	金額（千円）	前年同期比（％）
ホームページ制作	43,918	63.0
ホームページ保守サポート	125,929	121.0
デジタルカタログ	48,281	100.8
印刷物・動画・TV	31,676	121.1
デジタルマーケティング	12,852	734.5
合計	262,659	105.2

（注）主要な販売先につきましては、総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当社が対処すべき課題として認識している事項は下記のとおりであります。文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において、当社が判断したものであります。

(1)「製造業ドットコム」の拡大

製造業に特化しノウハウを蓄積してきたことで、継続的に引き合いが増加しております。これまで、製造業企業が抱える課題の多くは「集客や販売の拡大」「ブランドイメージの向上」が多くを占めておりましたが、「採用応募の増加」「社員のエンゲージメント向上」など人材面での課題解決へのニーズが高まっております。顧客のニーズを正しくスピーディーに把握し、サービス内容を充実していくことが必要であると考えております。営業担当者の採用拡大、営業企画部の組織力の向上により、顧客とのつながりを強化し、情報収集力の向上を図ってまいります。

(2) 製造業に依存しない顧客の創出

製造業ドットコムの拡大により、製造業顧客との取引は拡大し依存度が高まっております。製造業の業界全体に及ぼすような変化が生じた場合、製造業ドットコムの既存顧客の減少や引き合いの減少につながる可能性があります。

設立当初より事業展開していた「デジタルカタログ制作」においては、カタログを持つ企業全てが顧客となるサービスであり、業種や地域に偏りが無い点が特徴です。その他、印刷物、動画、Web マーケティングなども、幅広い業種、地域の顧客に対応できるサービスであるため、継続的な技術・知識習得、拡販に取り組んでまいります。

(3) 優秀な人材確保、人材育成による幹部育成

当社では、顧客への企画提案力、デザイン力が、依頼数や金額の増加に影響いたします。顧客に対して適切なヒヤリングを実施し、関係構築ができる優秀な人材を確保し、精度の高い企画提案ができるよう育成を行ってまいります。技術面では、顧客の要望をより迅速に、より高品質で実現していく必要があります。引き続き、社内で内製化し、デザイナー・エンジニアを育成していくことが重要であると考えております。

2027 年卒新卒採用より、積極的に 1 day お仕事体験（学生向けインターン）を開催し、早期の選考採用を実施しており、早い段階で優秀な人材に入社してもらえるように取り組んでおります。

長期的に組織を拡大していくために、幹部人材の育成が必要となっております。入社 2～3 年の若手人材を積極的にチームリーダーへ抜擢し、早い段階からマネジメント力が向上できる体制を築いております。今後は、リーダー研修の実施、人事評価制度の向上に取り組み、幹部育成に取り組んでまいります。

(4) デジタルマーケティングサービスの強化

2024 年度、マーケティングの観点で競合他社に及ばず、失注となるケースがあり、デジタルマーケティングサービスの充実、強化が課題になっておりました。2025 年度は、既存の Web 集客支援サービスのリニューアルを実施し、「AI チャットボット」「AIO 対策」などのサービスラインナップを増やし「デジタルマーケティングサービス」として再リリースいたしました。

これまでの自社サービスにおける累計 2,300 社以上の集客実績を活かし、社員の Web マーケティングの知識・技能の強化、情報収集に取り組み、顧客への提供を積極的に行ってまいります。

(5) 内部管理体制及びコーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は事業の継続的な成長と、顧客への高品質なサービス提供を実現するため、内部管理体制とコーポレート・ガバナンスの一層の強化を重要課題とし取り組んでおります。内部監査の実施や、監査役・監査法人との連携強化、コンプライアンス研修を始めとした社内研修の継続的な実施などにより、透明性と信頼性の高い経営体制を構築しコーポレート・ガバナンス体制を一層整備してまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 製造業業界を中心とした景気動向の変動による影響

当社では、製造業企業との取引が多く、依存度が高い状況にあるため、製造業業界における景気動向の変動や衰退が発生した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、製造業の顧客創出と共に、他業種の顧客創出に取り組んでまいりますが、他業種の顧客創出が想定どおり進まない場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合の増加

Web 業界は、大きな設備投資が不要で参入への障壁が低く、小規模な制作会社やフリーランスも多い業界です。印刷会社やシステム構築会社などが Web 制作に参入するケースも多数あります。競合が増加することで、安価なサービスとの競争に晒される可能性があります。Web に関する知識が無くても、誰もが簡単にホームページを制作できる「ノーコードツール」も競合になり得ます。そのため、競合環境の激化により顧客創出が困難となった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) AI 技術などの技術革新による競争激化

近年の生成 AI 技術は大きく進歩しており、短時間での情報収集、企画案の作成、プログラミングなどを可能としています。ディレクターやエンジニアが担っていた専門知識・技術の提供を、AI 技術に代替されることで、当社サービスの優位性や競争力が低下する可能性があります。そのため、想定以上の AI 技術革新により、ディレクターやエンジニアが担ってきた知識・技術の陳腐化が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 経営者への依存について

当社の代表取締役社長である赤羽根康男は、当社の大株主であり、本発行者情報公表日現在、発行済株式総数の 95.41%（自己株式除く）の議決権を所有しております。同氏は、当社の設立以来、事業を大きく成長させて参りました。現在も経営方針や事業戦略の策定・実行において、極めて重要な役割を担っております。今後も支配株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。同氏は安定株主であると認識しておりますが、将来的に何らかの事情により、大株主である同氏の株式が減少した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。また、何らかの理由により、同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合、当社の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社では、幹部育成や組織体制の強化、人物に依存しない事業の構築に取り組み、リスク低減に努めております。また、インサイダー取引防止規程を制定しており、当社株式の売買等を行う場合、事前に適切な承認を得ることで、当社の議決権行使状況への影響を最小化する体制を整えております。

(5) 小規模な組織体制によるリスク

当社は 2026 年 8 月現在、従業員 20 名であり、小規模な組織体制であるため、最低限の人員で内部管理体制を築いております。感染症の発生で多数の従業員が業務できない状況に陥る、相次いで退職者が発生して組織体制が脆弱な状態に陥るなどの非常事態が発生した際に、事業活動への影響や、業績拡大の局面で機会損失が発生した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、現在新卒採用の早期化により優秀な人材確保に積極的に取り組んでおり、また中途採用の実施を視野に準備を進めております。継続的な事業の成長、業績拡大に向けて取り組んでいく方針です。

(6) 季節変動によるリスク

当社のクロスメディアマーケティング事業は、顧客の事業環境、広告宣伝に関する予算状況や実施タイミングなどにより、売上が特定の時期に偏る傾向があります。3月末決算の企業や法人との取引が多いことも影響しており、特に依頼単価が比較的大きなホームページ制作では、顧客の「より良いホームページにした」という想いが大きくなりやすく、制作期間が長期化することで、特定時期への偏りにつながる傾向があります。

極端な特定時期への集中は、人的リソースの不足に陥り、納品遅延につながるリスクがあり、業績に影響を与える可能性があります。当社では、定額保守サポートなどのストック型ビジネスの展開に積極的に取り組んでおり、季節変動のリスクに左右されない経営体制の構築に尽力しております。

(7) 個人情報の流出によるリスク

当社では、大規模な顧客情報を取り扱うことはございませんが、顧客、従業員、求職者など、一部の個人情報を持しております。不測の事態等により個人情報が流出した場合、社会的信用の低下、損害賠償請求等の発生により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、2009年11月に一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運営する「プライバシーマーク（Pマーク）」を取得しており、個人情報保護マネジメントシステムの構築・運用により、定期的な社員教育、情報保護のための仕組の改善に取り組んでおります。

(8) 情報セキュリティに関するリスク

サイバー攻撃、コンピューターウイルス感染などによる情報流出、データ破損・改ざんなどが発生した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、人的ミスによるバックアップデータの破損や情報流出などのリスクも想定しておくべきと考えております。

当社では、ウイルス対策ソフトの導入、重要システムへのアクセス制限の実施、社員への定期的な研修、業界団体から発信される情報の収集などを実施しており、安全な事業継続ができるよう事業継続計画（BCP）を策定しております。

(9) 配当の未実施について

当社では、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、持続的な配当の実施を株主還元の基本と位置づけております。しかしながら、業績の悪化、財務状況の悪化、今後の事業展開のための資金確保などの経営上の必要性が発生した場合には、総合的な検討のもと、配当を実施しない可能性があります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

(10) 自然災害、事故の発生に伴うリスク

地震や噴火、天災や水災などの自然災害や、火災や暴動などの不測の事故の発生により、本社（建物やパソコンなどの設備）の損害、多数の従業員に被害が発生した場合、事業の継続や業績に影響を及ぼす可能性があります。

BCPの観点から、当社はさいたま新都心に立地するオフィスビルに本社を構えております。オフィスビルは、埼玉県さいたま市「さいたま新都心駅」から徒歩1分の場所に立地しております。さいたま新都心は、強固な地盤であり、さらに官公庁が多い街であることから防災拠点としての対策が充実しています。入居ビルは免震や停電対策、セキュリティ対策が徹底されており、BCPの観点で優れた設備となっています。

(11) 訴訟によるリスク

当社では、創業から現在に至るまで、訴訟や紛争に関与した実績はございません。

しかしながら、従業員の過失などによる顧客企業への損害、把握しきれなかった知的財産権の侵害などが生じ、訴訟を提起された場合、またその結果によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定です。当社では、フィリップ・キャピタル証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、フィリップ・キャピタル証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ・キャピタル証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までの掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c ま

でに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

- (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する）の日

- (a) TOKYO PRO Market の上場株券等

- (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は、有価証券報告書等につき、特例及び法令等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は149,533千円で、前事業年度末に比べ716千円増加しております。現金及び預金の増加17,538千円、売掛金の減少11,324千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は95,080千円で、前事業年度末に比べ3,194千円増加しております。保険積立金の増加6,609千円、建物の減少2,283千円、ソフトウェアの減少1,337千円が主な変動要因であります。

(繰延資産)

当事業年度末における繰延資産の残高は996千円で、前事業年度末に比べ491千円減少しております。社債発行費の償却が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は59,617千円で、前事業年度末に比べ12,295千円減少しております。1年内返済予定の長期借入金の増加1,046千円、契約負債の増加1,266千円、短期借入金の減少10,000千円、未払金の減少4,940千円、未払費用の減少3,672千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は65,257千円で、前事業年度末に比べ7,871千円増加しております。長期借入金の増加24,070千円、社債の減少16,000千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は120,735千円で、前事業年度末に比べ7,843千円増加しております。当事業年度の当期純利益による増加7,843千円が変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】」に記載しております。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 運転資本

上場予定日（2026 年 10 月 8 日）から 12 か月間の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

「第 3 【事業の状況】 3 【対処すべき課題】」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は 1,065 千円となりました。その主なものは、自社利用目的のパソコン器具の購入であります。なお、当社は、クロスメディアマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

2【主要な設備の状況】

2026 年 3 月 31 日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額 (千円)					従業員数
		建物	器具備品	リース 資産	ソフトウ ェア	合計	
本社 (さいたま市 中央区)	本社 事務所	22,857	1,529	806	2,909	28,103	17

- (注) 1. 本社の建物は賃借物件であり、年間賃借料は、23,827 千円であります。
2. 当社はクロスメディアマーケティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2026年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年8月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,744,000	1,308,000	218	436,000	非上場	単元株式数 100株
計	1,744,000	1,308,000	218	436,000	—	—

(注) 1. 2026年6月11日開催の取締役会決議により、2026年6月27日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は1,743,128株増加し、1,744,000株となっております。

2. 2026年6月11日開催の取締役会決議により、2026年6月27日付で普通株式1株を2,000株に分割しております。これにより発行済株式総数は435,782株増加し、436,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年6月27日 (注)	435,782	436,000	—	100,000	—	—

(注) 2026年6月11日開催の取締役会決議により、2026年6月27日付で普通株式1株を2,000株に分割しております。これにより発行済株式総数は435,782株増加、436,000株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2026年8月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	3	3	—
所有株式数(単元)	—	—	—	—	—	—	4,360	4,360	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	—	—	100	100	—

(注) 2026年6月27日付で普通株式1株を2,000株に分割しております。また、2026年6月27日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載のとおりであります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 436,000	4,360	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	436,000	—	—
総株主の議決権	—	4,360	—

(注) 1. 2026年6月11日開催の取締役会決議により、2026年6月27日付で普通株式1株を2,000株に分割を行っており、完全議決権株式数(その他)及び発行済株式総数の株式数はそれぞれ436,000株となっております。
2. 2026年6月27日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

- (1)【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3【配当政策】

当社では、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、持続的な配当の実施を株主還元の基本と位置づけており、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

なお、内部留保資金につきましては、人材採用・育成、業務効率化のためのシステム投資、市場競争力を高め、事業戦略の展開を図るために有効な投資をしてまいりたいと考えております。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性 2名 女性 2名 (役員のうち女性の比率 50%)

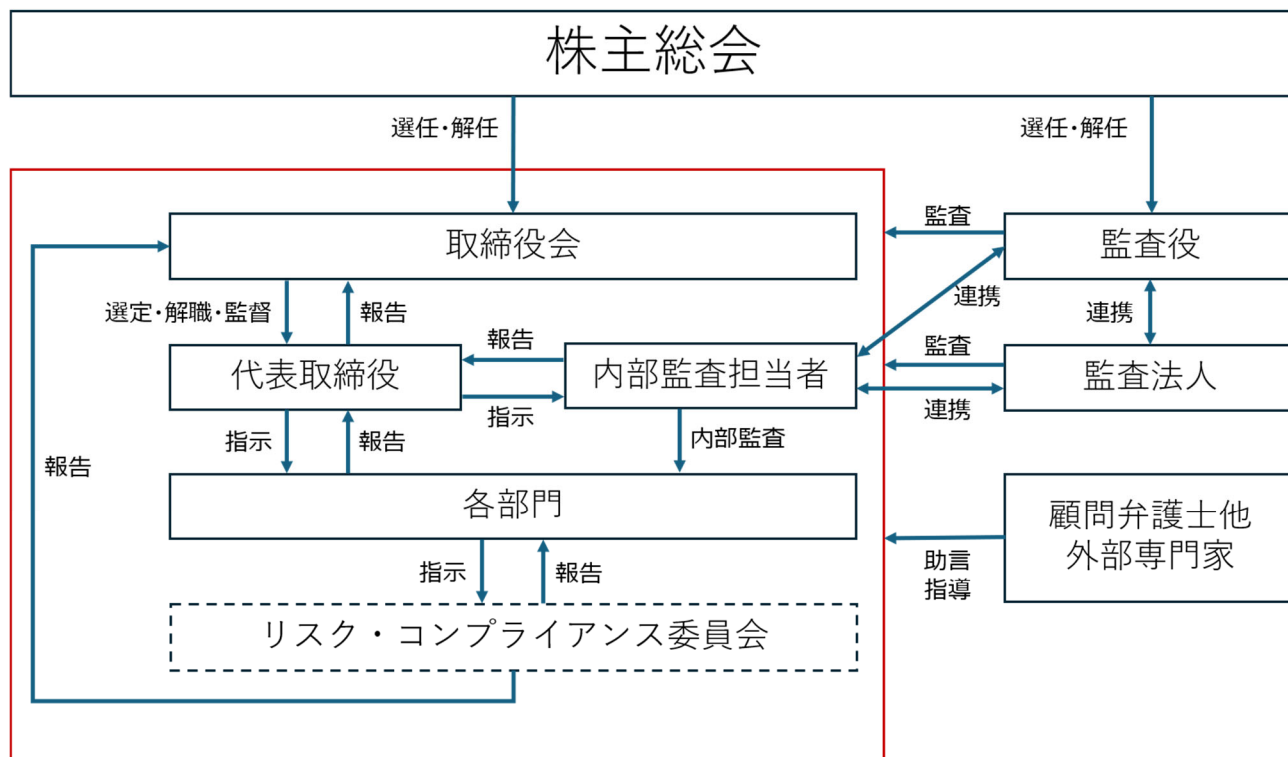
役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有 株式数 (株)
代表 取締役	社長	赤羽根 康男	1976年10月12日生	1999年4月 2004年8月 2024年4月	岩谷産業株式会社入社 有限会社ベリーオフ(現:当社)設立 当社 代表取締役社長(現任) 国立大学法人埼玉大学ALL SAITAMA ミライ機構オープンイノベーションセンター 客員教授就任(現任)	(注) 1	(注) 3	416,000
取締役	管理部長	谷本 浩子	1984年12月21日生	2007年4月 2008年4月 2009年11月 2023年9月	NPO法人KAWASAKI精神保健福祉事業団入社 ジョリー・ロジャー株式会社入社 当社入社 当社 取締役管理部長(現任)	(注) 1	(注) 3	4,000
取締役	技術部長	糴田 愛友	1978年1月31日生	2000年8月 2008年8月 2024年3月	株式会社あたらす二十一入社 当社入社 当社 取締役技術部長(現任)	(注) 1	(注) 3	—
監査役	—	井上 正之	1979年5月22日生	2004年7月 2008年3月 2011年11月 2017年7月 2024年3月	監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 公認会計士登録 伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社入社 井上公認会計士・税理士事務所開設(現任) 当社 監査役就任(現任)	(注) 2	(注) 3	—
計								420,000

- (注) 1. 取締役の任期は、2026年6月期に係る定時株主総会終結の時から2028年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2026年6月期に係る定時株主総会終結の時から2030年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2026年3月期における役員報酬の総額は25,000千円を支給しております。
4. 監査役 井上正之は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 2026年6月11日開催の取締役会決議により、2026年6月27日付で普通株式1株を2,000株に分割しておりますが、上記所有株式数は株式分割後の株式数で記載しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、次のとおりです。



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、Web制作を中心とした事業の特性を踏まえ、コンプライアンス及び情報セキュリティ・リスク管理を徹底し、顧客、取引先などの情報を適切に管理することが経営上の重要な課題であると考えております。

そのため、取締役会による経営監督機能の強化、社外監査役による客観的視点などを通じて透明性、健全性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築を図り、信頼される企業として、事業の継続的な発展に取り組んでいく所存であります。

②会社の機関の内容

イ．取締役会

当社の取締役会は、3名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ．監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役1名で構成されております。

監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ．会計監査

当社は、ひかり監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2026年3月期において監査

を執行した公認会計士は野中泰弘氏、川添晶子氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士9名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

ニ. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、企業における法令遵守や企業倫理の徹底を目的として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は代表取締役社長を含む役員、部門長で構成され、3ヶ月に1回開催し、当社のリスクマネジメント及び法令遵守に関する事項等を審議・決定しております。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、業務分掌規程及び、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、管理部が主管部署として、業務を監査しております。管理部の監査は、技術部が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

監査役は内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外取締役を選任しておりませんが、社外監査役は1名を選任しております。社外監査役井上正之は、公認会計士としての経験及び知見を有しており、客観的・専門的な視点からの当社の監査役体制の強化を期待し、選任しております。同氏は、当社との間に人的関係、資金的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

なお、当社は社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、各方面で豊富な経験と高度な専門知識、幅広い見識を有しており、外部からの客観的かつ中立的な経営監視の機能を果たせることを前提に判断しております。

社外監査役は、内部監査担当者、監査法人と定期的に情報交換を行うことで相互連携を図っております。また、内部監査担当者及び監査法人からは、随時監査結果の報告を受けるなど、緊密な連携を取ることで監査の実効性の向上を図っております。

⑦役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	24,300	24,300	—	—	3
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	700	700	—	—	1

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は2名以内とする旨を定款で定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を社外監査役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	8,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（最近事業年度）

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

（最近事業年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、ひかり監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2026 年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	62,504	80,042
売掛金	75,996	64,672
仕掛品	3,499	1,442
前払費用	3,855	3,000
その他	2,961	374
流動資産合計	148,816	149,533
固定資産		
有形固定資産		
建物	25,140	22,857
車両運搬具	0	—
器具備品	1,481	1,529
リース資産	1,227	806
有形固定資産合計	※ 1 27,849	※ 1 25,193
無形固定資産		
ソフトウェア	4,247	2,909
無形固定資産合計	4,247	2,909
投資その他の資産		
出資金	120	120
敷金	23,289	23,291
保険積立金	33,853	40,463
長期前払費用	20	—
繰延税金資産	2,272	2,946
その他	233	156
投資その他の資産合計	59,789	66,976
固定資産合計	91,885	95,080
繰延資産		
社債発行費	1,487	996
繰延資産合計	1,487	996
資産合計	242,190	245,610

(単位：千円)

	前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2026 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	10,000	—
1 年内返済予定の長期借入金	12,324	13,370
1 年内償還予定の社債	16,000	16,000
リース債務	420	420
未払金	11,451	6,511
未払費用	13,143	9,470
契約負債	251	1,517
預り金	1,953	1,413
未払法人税等	1,191	1,974
賞与引当金	—	4,627
その他	5,176	4,310
流動負債合計	71,912	59,617
固定負債		
長期借入金	2,690	26,760
社債	39,000	23,000
リース債務	841	420
資産除去債務	14,854	15,076
固定負債合計	57,386	65,257
負債合計	129,299	124,875
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金		
利益準備金	1,885	1,885
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	11,005	18,849
利益剰余金合計	12,891	20,735
株主資本合計	112,891	120,735
純資産合計	112,891	120,735
負債純資産合計	242,190	245,610

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
売上高	※ 1 249,607	※ 1 262,659
売上原価	159,801	151,906
売上総利益	89,806	110,752
販売費及び一般管理費	※ 2 83,212	※ 2 100,489
営業利益	6,594	10,262
営業外収益		
受取利息	29	73
受取配当金	3	4
保険配当金	190	256
その他	654	57
営業外収益合計	877	392
営業外費用		
支払利息	313	321
社債利息	381	328
社債発行費償却	491	491
その他	88	—
営業外費用合計	1,274	1,141
経常利益	6,198	9,514
特別利益		
固定資産売却益	※ 3 —	※ 3 401
特別利益合計	—	401
特別損失		
固定資産除却損	※ 4 0	※ 4 —
20 周年記念行事費用	8,365	—
特別損失合計	8,365	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△2,167	9,915
法人税、住民税及び事業税	1,525	2,746
法人税等調整額	△2,272	△673
法人税等合計	△747	2,072
当期純利益又は当期純損失 (△)	△1,420	7,843

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費	※ 1	80,743	51.8	77,165	51.5
II 経費		75,043	48.2	72,684	48.5
計		155,786	100.0	149,850	100.0
期首仕掛品棚卸高		7,513		3,499	
合計		163,300		153,349	
期末仕掛品棚卸高		3,499		1,442	
売上原価		159,801		151,906	

原価計算の方法

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

※ 1. 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
外注加工費	17,635	14,566
その他	57,407	58,118

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	純資産合計					
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	純資産 合計
		利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	1,885	12,425	14,311	114,311	114,311
当期変動額						
当期純損失（△）			△1,420	△1,420	△1,420	△1,420
当期変動額合計	-	-	△1,420	△1,420	△1,420	△1,420
当期末残高	100,000	1,885	11,005	12,891	112,891	112,891

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	純資産合計					
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	純資産 合計
		利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	1,885	11,005	12,891	112,891	112,891
当期変動額						
当期純利益			7,843	7,843	7,843	7,843
当期変動額合計	-	-	7,843	7,843	7,843	7,843
当期末残高	100,000	1,885	18,849	20,735	120,735	120,735

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益 又は税引前当期純損失 (△)	△2,167	9,915
減価償却費	5,664	5,058
社債発行費償却	491	491
売上債権の増減額 (△は増加)	△25,985	12,590
棚卸資産の増減額 (△は増加)	4,014	2,056
未払金の増減額 (△は減少)	△156	△4,940
未払費用の増減額 (△は減少)	9,820	△3,703
未払消費税等の増減額 (△は減少)	1,411	△865
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△310	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	4,627
受取利息及び受取配当金	△33	△78
支払利息	695	649
固定資産売却損益 (△は益)	—	△401
固定資産除却損	0	—
その他	△2,516	3,540
小計	△9,073	28,941
利息及び配当金の受取額	33	78
利息の支払額	△695	△660
法人税等の支払額	△423	△1,963
法人税等の還付額	808	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	△9,350	26,396
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	—	△1,065
有形固定資産の売却による収入	—	421
無形固定資産の取得による支出	△450	—
保険積立金の積立による支出	△6,802	△6,609
その他	△19	△298
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,271	△7,552
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	10,000	△10,000
長期借入れによる収入	—	40,000
長期借入金の返済による支出	△14,131	△14,884
リース債務の返済による支出	△420	△420
社債の償還による支出	△16,000	△16,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△20,551	△1,304

現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△37, 174	17, 538
現金及び現金同等物の期首残高	99, 678	62, 504
現金及び現金同等物の期末残高	※ 62, 504	※ 80, 042

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10～22 年

器具備品 4～8 年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（1）ホームページ制作

当社は、顧客に対して、主に請負契約において、ホームページ制作サービスを提供しております。成果物を顧客に納品し、顧客による検収が完了した時点で履行義務が充足されるものと判断し、当該検収完了時に収益を認識しております。

（2）ホームページ保守サポート

当社は、主に準委任契約において、サブスクリプション型の保守サービスを提供しており、当該サービスを提供する時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しております。そのため、サービス提供をする期間にわたり顧客との契約において約束された金額に基づき、収益を認識しております。

（3）デジタルカタログ

当社は、顧客に対して、主に請負契約においてデジタルカタログ制作サービスを提供しております。成果物を顧客に納品し、顧客による検収が完了した時点で履行義務が充足されるものと判断し、当該検収完了時に収益を認識しております。

(4) 印刷物・動画・TV

当社は、顧客に対して、主に請負契約において、印刷物制作、動画制作、TV 番組の企画・制作サービスを提供しております。成果物を顧客に納品し、顧客による検収が完了した時点で履行義務が充足されるものと判断し、当該検収完了時に収益を認識しております。

(5) デジタルマーケティング

当社は、主に準委任契約において、サブスクリプション型のデジタルマーケティングサービスを提供しており、当該サービスを提供する時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しております。そのため、サービス提供をする期間にわたり顧客との契約において約束された金額に基づき、収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2026 年 3 月 31 日)
繰延税金資産	2,272 千円	2,946 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異については、繰延税金資産を計上することとしております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028 年 3 月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	13,177千円	12,419千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
給料手当	34,868千円	37,932千円
賞与引当金繰入額	—	972
広告宣伝費	17,253	15,628
支払手数料	7,232	21,815
減価償却費	1,132	953

販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度21%、当事業年度16%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度79%、当事業年度84%であります。

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
車両運搬具	—	401千円
計	—	401

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
器具備品	0千円	—
計	0	—

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	218	—	—	218
合計	218	—	—	218

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	218	—	—	218
合計	218	—	—	218

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	62,504千円	80,042千円
現金及び現金同等物	62,504	80,042

(リース取引関係)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関

からの借入、社債及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。敷金は建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金等は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。借入金、社債は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。これらは、流動性リスクに晒されております。また、借入金のうち変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動リスクにつきましては、市場金利の動向を継続的に把握しその抑制に努めており、必要に応じて固定金利の長期借入金を調達することにより対応することとしております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務、借入金及び社債については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。現金及び預金、売掛金、短期借入金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金	23,289	20,579	△2,709
資産計	23,289	20,579	△2,709
(1) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	15,014	14,864	△149
(2) 社債（1年内償還予定を含む）	55,000	53,975	△1,024
負債計	70,014	68,840	△1,173

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金	23, 291	19, 681	△3, 610
資産計	23, 291	19, 681	△3, 610
(1) 長期借入金（1 年内返済予定を含む）	40, 130	40, 108	△21
(2) 社債（1 年内償還予定を含む）	39, 000	38, 091	△908
負債計	79, 130	78, 199	△930

（注） 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	62, 504	—	—	—
売掛金	75, 996	—	—	—
合計	138, 500	—	—	—

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	80, 042	—	—	—
売掛金	64, 672	—	—	—
合計	144, 715	—	—	—

2. 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
社債	16, 000	13, 000	10, 000	—
長期借入金	2, 690	—	—	—
合計	18, 690	13, 000	10, 000	—

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
社債	13, 000	10, 000	—	—
長期借入金	10, 680	10, 108	4, 008	1, 964
合計	23, 680	20, 108	4, 008	1, 964

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 敷金		20,579		20,579
資産計		20,579		20,579
(1) 長期借入金（1 年内返済予定を含む）		14,864		14,864
(2) 社債（1 年内返済予定を含む）		53,975		53,975
負債計		68,840		68,840

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 敷金		19,681		19,681
資産計		19,681		19,681
(1) 長期借入金（1 年内返済予定を含む）		40,108		40,108
(2) 社債（1 年内返済予定を含む）		38,091		38,091
負債計		78,199		78,199

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金については、合理的に見積もった償還予定時期に基づき、リスクフリーレートで割引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	90千円	209千円
賞与引当金	—	1,583
未払費用	1,605	—
資産除去債務	5,082	5,159
繰延税金資産合計	6,779	6,952
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	4,507	4,006
繰延税金負債合計	4,507	4,006
繰延税金資産 (負債) の純額	2,272	2,946

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度については、税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	— %	34.2%
(調整)	—	
住民税均等割	—	1.8
賃上げ促進税制による税額控除	—	△3.8
中小法人軽減税率適用による影響	—	△9.1
その他	—	△2.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	20.9

(持分法損益等)

前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から 10 年と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り (1.497%) を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (2025年 3 月 31 日)	当事業年度 (2026年 3 月 31 日)
期首残高	一千円	14,854千円
有形固定資産の取得に伴う増加高	14,635	—
資産除去債務の履行による減少額	—	—
時の経過による調整額	219	222
期末残高	14,854	15,076

(賃貸等不動産関係)

前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、クロスメディアマーケティング事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
ホームページ制作	69,700千円	43,918千円
ホームページ保守サポート	104,094	125,929
デジタルカタログ	47,904	48,281
印刷物・動画・TV	26,158	31,676
デジタルマーケティング	1,750	12,852
合計	249,607	262,659
顧客との契約から生じる収益	249,607	262,659
外部顧客への売上高	249,607	262,659

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

注記事項「(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	52,427千円	75,996千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	75,996	64,672
契約資産 (期首残高)	—	—
契約資産 (期末残高)	—	—
契約負債 (期首残高)	2,668	251
契約負債 (期末残高)	251	1,517

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、契約期間が1年を越える重要な取引がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

当社は、クロスメディアマーケティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

当社は、クロスメディアマーケティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ホームページ 制作	ホームページ 保守サポート	デジタル カタログ	印刷物・ 動画・TV	デジタルマーケ ティング	合計
外部顧客への 売上高	69,700	104,094	47,904	26,158	1,750	249,607

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、売上高の 10%以上を占める相手先が存在しないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	ホームページ 制作	ホームページ 保守サポート	デジタル カタログ	印刷物・ 動画・TV	デジタルマーケ ティング	合計
外部顧客への 売上高	43,918	125,929	48,281	31,676	12,852	262,659

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、売上高の 10%以上を占める相手先が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額 258円92銭 1株当たり当期純損失(△) △3円26銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 276円92銭 1株当たり当期純利益 17円99銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1. 当社は2026年6月11日開催の当社取締役会の決議に基づき、2026年6月27日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△1,420	7,843
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は普通株式に係る当期純損失(△)(千円)	△1,420	7,843
期中平均株式数(株)	436,000	436,000

(重要な後発事象)

1. 株式分割及び単元株制度の採用について

2026年6月11日開催の取締役会の決議に基づき、2026年6月27日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、同日付をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元制度の採用を行います。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2026年6月27日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき2,000株の割合をもって分割いたしました。

② 株式分割による増加株式数

普通株式 435,782株

③ 株式分割後の発行済株式総数

普通株式 436,000株

④ 株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 1,744,000株

⑤ 株式分割の効力発生日

2026年6月27日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	28,925	—	—	28,925	6,068	2,283	22,857
車輛運搬具	4,479	—	4,479	—	—	—	—
器具備品	4,675	1,065	—	5,741	4,211	1,017	1,529
リース資産	2,946	—	—	2,946	2,139	420	806
有形固定資産計	41,026	1,065	4,479	37,613	12,419	3,721	25,193
無形固定資産							
ソフトウェア	8,190	—	—	8,190	5,280	1,337	2,909
無形固定資産計	8,190	—	—	8,190	5,280	1,337	2,909
長期前払費用	20	—	20	—	—	—	—
繰延資産							
社債発行費	2,455	—	—	2,455	1,459	491	996
繰延資産計	2,455	—	—	2,455	1,459	491	996

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第2回無担保社債	2022年6月 30日	15,000	9,000 (6,000)	0.37	なし	2027年6月 30日
第3回無担保社債	2024年2月 15日	40,000	30,000 (10,000)	0.62	なし	2029年2月 15日
合計	—	55,000	39,000 (16,000)	—	—	—

(注) 1. () 内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
16,000	13,000	10,000	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	10,000	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	12,324	13,370	1.61	—
1年以内に返済予定のリース債務	420	420	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	2,690	26,760	1.68	2027年4月～ 2030年9月
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く)	841	420	—	2028年3月
合計	26,276	40,971	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	10,680	10,108	4,008	1,964
リース債務	420	—	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	—	4,627	—	—	4,627

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 資産

①現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	56
預金	
普通預金	79,986
小計	80,042
合計	80,042

②売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
Sevensseeds株式会社	4,626
株式会社コイシカワ	3,764
地方独立行政法人埼玉県立病院機構	3,492
吉田キャスト工業株式会社	3,232
国立大学法人埼玉大学	3,065
その他	46,491
合計	64,672

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
75,996	288,924	300,249	64,672	82.28	89

③仕掛品

品目	金額(千円)
ホームページ制作	526
ホームページ保守サポート	343
デジタルカタログ	561
印刷物・動画・TV	10
合計	1,442

④敷金

相手先	金額(千円)
本社・事務所	23,291
合計	23,291

⑤保険積立金

相手先	金額(千円)
日本生命保険相互会社	37,861
アフラック生命保険株式会社	2,601
合計	40,463

(2)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え (注) 1	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載 URL https://www.d-berry.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、TOKYO PRO Market への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

2026年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の 割合(%)
赤羽根 康男 (注) 1、2	東京都豊島区	416,000	95.41
赤羽根 奈都 (注) 2、3	東京都豊島区	16,000	3.67
谷本 浩子 (注) 2、4	埼玉県蕨市	4,000	0.92
計	—	436,000	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）

2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）

3. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長の配偶者）

4. 特別利害関係者等（当社の取締役）

5. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2026年9月2日

株式会社デジタルベリー
取締役会 御中

ひかり監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 野中 泰弘
業務執行社員

指定社員 公認会計士 川添 晶子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デジタルベリーの2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デジタルベリーの2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2025年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行情報提出会社）が別途保管しております。